

芝山町障害者活躍推進計画

機関名	芝山町（町長部局）
任命権者	芝山町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
芝山町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	芝山町においては、令和3年6月1日現在では法定雇用率2.6%を満たしている。今後も障害のある職員の職場定着に向け、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	法定雇用率の維持 【実雇用率】 （参考）令和3年6月1日時点の実雇用率：2.26%
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口は、総務課行政係が担当する。	
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
○新規採用、任期の更新及び部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができてきているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○相談窓口への相談の他、人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、可能な範囲において適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	
○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。	